

### 障害のある職員の任免状況（令和6年6月1日時点）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務付けされています。

令和6年6月1日時点における障害のある職員の任免状況は、次のとおりです。

	市長部局	消防局	交通局	上下水道局	教育委員会
A 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（人）	8,366	198	640	1,194	6,227
B 障害者計（ア+イ+ウ）（人）	234	7	23	37	164
ア 身体障害者数	179	—	—	—	125.5
重度身体障害者	53	—	—	—	34
重度以外の身体障害者	73	—	—	—	49
短時間の重度身体障害者	0	—	—	—	5
短時間の重度以外の身体障害者	0	—	—	—	7
特定短時間の重度身体障害者	0	—	—	—	0
イ 知的障害者数	0	—	—	—	5
重度知的障害者	0	—	—	—	0
重度以外の知的障害者	0	—	—	—	4
短時間の重度知的障害者	0	—	—	—	0
短時間の重度以外の知的障害者	0	—	—	—	2
特定短時間の重度知的障害者	0	—	—	—	0
ウ 精神障害者数	55	—	—	—	33.5
精神障害者	55	—	—	—	25
短時間の精神障害者	0	—	—	—	7
特定短時間の精神障害者	0	—	—	—	3
令和6年度障害者雇用率（％）	2.80	3.54	3.59	3.10	2.63
法定雇用率（％）	2.80	2.80	2.80	2.80	2.70
令和5年度障害者雇用率（％）	2.73	4.97	2.57（※）	2.97	2.25
法定雇用率（％）	2.60	2.60	2.60	2.60	2.50

※ 実雇用数に対し、法定雇用率に基づく雇用必要数も同数（端数切捨）であるため、法定雇用率は達成している。

- (注) 1 「職員数」とは、常勤職員及び非常勤職員のうち、雇入れの時から1年を超えて勤務する者（1年を超える見込みを含む）の数。このうち、短時間勤務職員（週20時間以上30時間未満）は、1人をもって0.5人の職員とみなすが、週20時間未満の者は「職員数」に含まない。また、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、「職員数」のうち、「除外職員数」を控除し、さらに除外率設定機関においては「除外率相当職員数」についても控除した職員の数。
- 2 「身体障害者」とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者。「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級に該当する者。
- 3 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者。「重度知的障害者」とは、このうち、①療育手帳で程度が「A」とされている者、②児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度とする判定書をもっている者、③障害者職業センターにより、「重度知的障害者」と判定された者、のいずれかに該当する知的障害の程度が重いと判定された者。
- 4 「精神障害者」とは、精神保健福祉手帳の交付を受けている者。
- 5 対象となる障害者数の算定における換算については、以下のとおり。
- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（週の所定勤務時間数が30時間以上である職員に限る）は、1人をもって2人とみなす。
  - ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（週の所定勤務時間数が20時間以上30時間未満である職員に限る）及び重度身体障害者又は重度知的障害者を除く身体障害者又は知的障害者（週の所定勤務時間数が30時間以上である職員に限る）及び精神障害者（週の所定勤務時間数が20時間以上である職員に限る）は、1人をもって1人とみなす。
  - ・ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である職員（週の所定勤務時間数が10時間以上20時間未満である職員に限る）及び重度身体障害者、重度知的障害者を除く身体障害者又は知的障害者（週の所定勤務時間数が20時間以上30時間未満である職員に限る）は、1人をもって0.5人とみなす。

#### 【参考：障害者任免状況通報書】

各任命権者における任免状況については、次のとおりです。

- ・ 市長部局 ⇒ 参考1
- ・ 消防局 ⇒ 参考2
- ・ 交通局 ⇒ 参考3
- ・ 上下水道局 ⇒ 参考4
- ・ 教育委員会 ⇒ 参考5

様式第 3 号(第2条関係) (表面)

(日本産業規格A列4)

障害者任免状況通報書

機関名 京都市

令和 6 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況														
① 職員の数 ((注意) 2、3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3、4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3、5参照)								
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の数 = g+(h×0.5)						
8,352 人	42 人	8,373 人	7 人	0 人	7 人	1,298 人	74 人	1,335 人						
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3、6参照)														
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ロ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員	(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員	(ヘ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ+((ニ+ホ)×0.5)	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者	(チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(リ) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員	(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員	(ヲ) 知的障害者の数 =(ト×2)+チ+リ+((ル+ロ)×0.5)	(ワ) 精神障害者	(カ) 精神障害者である短時間勤務職員	(キ) 精神障害者である特定短時間勤務職員	(ク) 精神障害者の数 =(ワ+カ)+(キ×0.5)
53 人	73 人	0 人	0 人	0 人	179 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	55 人	0 人	0 人	55 人
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
B 上記に基づく計算														
⑤ 現在設定されている除外率((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 =③i/(①c-②d)×100 ((注意) 8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-(①c-②f)×⑧ ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 =④+④7+④タ ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)							
0 %	15 %	0 %	0 %	8,366 人	234 人	2.8 %	0 人							
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数														
区 分		人 数	区 分		人 数	区 分		人 数						
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	1 人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由	6 人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害	25 人						
	視野障害	10 人		下肢不自由	29 人		じん臓機能障害	13 人						
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	6 人		体幹機能障害	8 人		呼吸器機能障害	1 人						
	平衡機能障害	0 人		上肢機能障害	19 人		ぼうこう又は直腸機能障害	4 人						
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)		2 人		移動機能障害	0 人		小腸機能障害	0 人						
								免疫機能障害	0 人					
							肝臓機能障害	2 人						

※ 障害のある職員の種類・程度の区分ごとの数字が少なく、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがある部分を黒塗りとしている。

様式第 3 号 (第 2 条関係) (表面)

(日本産業規格 A 列 4)

障害者任免状況通報書

機関名 京都市消防局

令和 6 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況														
① 職員の数 ((注意) 2、3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3、4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3、5参照)								
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の数 = g+(h×0.5)						
1807 人	0 人	1807 人	1609 人	0 人	1609 人	0 人	0 人	0 人						
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3、6参照)														
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ロ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員	(ホ) 重度身体障害者	(ヘ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ+((ニ+ホ)×0.5)	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者	(チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員	(ヲ) 知的障害者の数 =(ト×2)+チ+リ+((ル+ヲ)×0.5)	(ワ) 精神障害者である短時間勤務職員	(カ) 精神障害者である特定短時間勤務職員	(ク) 精神障害者	(ケ) 精神障害者の数 =(ワ+カ)+(ク×0.5)
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
B 上記に基づく計算														
⑤ 現在設定されている除外率 ((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 =③i/(①c-②d)×100 ((注意) 8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②d-(①c-②d)×⑧ ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 =④+④7+④タ ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)							
0 %	0 %	0 %	0 %	198 人	7 人	3.54 %	0 人							
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数														
区 分		人 数	区 分		人 数	区 分		人 数						
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由	人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害	人						
	視野障害	人		下肢不自由	2 人		じん臓機能障害	人						
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	人		体幹機能障害	人		呼吸器機能障害	人						
	平衡機能障害	人		上肢機能障害	人		ぼうこう又は直腸機能障害	人						
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)		人		移動機能障害	人		小腸機能障害	人						
								免疫機能障害	人					
							肝臓機能障害	人						
D 障害者雇用推進者														
役職名 総務部人事課長		氏名 池田 倫浩		E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL				https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000117/117638/syougaisyakoyou.pdf						
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。														
令和 6 年 7 月 2 日														
厚生労働大臣 殿							任命権者の官職及び氏名 京都市消防局長 名畑 徹							
都道府県労働局長							担当:京都市消防局総務部人事課 矢野 電話番号:075-212-6654							

様式第 3 号 (第 2 条関係) (表面)

(日本産業規格 A 列 4)

障害者任免状況通報書

機関名 京都市交通局

令和 6 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況														
① 職員の数 (〔注意〕 2、3 参照)			② 除外職員の数 (〔注意〕 3、4 参照)			③ 旧除外職員の数 (〔注意〕 3、5 参照)								
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の数 = g+(h×0.5)						
1827 人	0 人	1827 人	0 人	0 人	0 人	1562 人	0 人	1562 人						
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 (〔注意〕 3、6 参照)														
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ロ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員	(ホ) 重度身体障害者	(ヘ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ +(ニ+ホ)×0.5	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者	(チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である特定短時間勤務職員	(ル) 重度知的障害者	(ヲ) 知的障害者の数 =(ト×2)+チ+リ +(ル+ヲ)×0.5	(ワ) 精神障害者である短時間勤務職員	(カ) 精神障害者である特定短時間勤務職員	(ク) 精神障害者	(ケ) 精神障害者の数 =(ワ+カ)+(ク×0.5)
( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人
B 上記に基づく計算														
⑤ 現在設定されている除外率 (〔注意〕 7 参照)	⑥ 基準割合 =③i/(①c-②d)×100 (〔注意〕 8、9 参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 (〔注意〕 10 参照)	⑧ 適用される除外率 (〔注意〕 11 参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-(①c-②f)×⑧ (〔注意〕 12 参照)	⑩ 障害者計 =④+④7+④タ (〔注意〕 13 参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 (〔注意〕 14 参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 (〔注意〕 15 参照)							
65 %	85 %	65 %	65 %	640 人	23 人	3.59 %	0 人							
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数														
区 分		人 数	区 分		人 数	区 分		人 数						
視覚障害者 (第 1 号に該当する者)	視力障害	( ) 人	肢体不自由者 (第 4 号に該当する者)	上肢不自由	3 人	内部障害者 (第 5 号に該当する者)	心臓機能障害	3 人						
	視野障害	( ) 人		下肢不自由	5 人		じん臓機能障害	2 人						
聴覚又は平衡機能障害者 (第 2 号に該当する者)	聴覚機能障害	( ) 人		体幹機能障害	( ) 人		呼吸器機能障害	( ) 人						
	平衡機能障害	( ) 人		上肢機能障害	( ) 人		ぼうこう又は直腸機能障害	( ) 人						
音声・言語・そしゃく機能障害者(第 3 号に該当する者)		( ) 人		移動機能障害	( ) 人		小腸機能障害	( ) 人						
		( ) 人					( ) 人	免疫機能障害	( ) 人					
		( ) 人			( ) 人		肝臓機能障害	( ) 人						
D 障害者雇用推進者		役職名	氏名	E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表している URL			https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000269217.html							
		企画総務部職員課長	平井 真一											
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第 8 条の規定により、上記のとおり通報する。														
令和 6 年 7 月 17 日 厚生労働大臣 殿 都道府県労働局長														
任命権者の官職及び氏名 京都市公営企業管理者 交通局長 北村 信幸														

様式第 3 号(第2条関係) (表面)

(日本産業規格A列4)

障害者任免状況通報書

機関名 京都市上下水道局

令和 6 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況															
① 職員の数 (〔注意〕2、3参照)			② 除外職員の数 (〔注意〕3、4参照)			③ 旧除外職員の数 (〔注意〕3、5参照)									
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の数 = g+(h×0.5)							
1194 人	0 人	1194 人	0 人	0 人	0 人	11 人	0 人	11 人							
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 (〔注意〕3、6参照)															
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ロ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員	(ホ) 重度身体障害者	(ヘ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ+(ニ+ホ)×0.5	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者	(チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である特定短時間勤務職員	(ル) 重度知的障害者	(ヲ) 知的障害者の数 =(ト×2)+チ+リ+(ル×0.5)	(ワ) 精神障害者	(カ) 精神障害者である短時間勤務職員	(コ) 精神障害者である特定短時間勤務職員	(ク) 精神障害者の数 =(ワ+カ)+(コ×0.5)	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
B 上記に基づく計算															
⑤ 現在設定されている除外率(〔注意〕7参照)		⑥ 基準割合 =③i/(①c-②f)×100 (〔注意〕8、9参照)		⑦ ⑥に基づく除外率 (〔注意〕10参照)		⑧ 適用される除外率 (〔注意〕11参照)		⑨ 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員の数 =①c-②f-(①c-②f)×⑧ (〔注意〕12参照)		⑩ 障害者計 =④+④7+④タ (〔注意〕13参照)		⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 (〔注意〕14参照)		⑫ 法定雇用障害者数を達成 するために採用しなければ ならない身体障害者、知的 障害者又は精神障害者の数 (〔注意〕15参照)	
0 %		1 %		0 %		0 %		1194 人		37 人		3.10 %		0 人	
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数															
区 分		人 数		区 分		人 数		区 分		人 数		区 分		人 数	
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	人		肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由	6 人		内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害	7 人					
	視野障害	人			下肢不自由	3 人			じん臓機能障害	4 人					
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	人			体幹機能障害	人			呼吸器機能障害	人					
	平衡機能障害	人			上肢機能障害	人			ぼうこう又は直腸機能障害	人					
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)		人			移動機能障害	人			小腸機能障害	人					
									免疫機能障害	人					
									肝臓機能障害	人					
D 障害者雇用推進者 役職名 総務部職員課長 氏名 森下 龍太															
E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/cmsfiles/contents/0000269/269401/plan.pdf">https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/cmsfiles/contents/0000269/269401/plan.pdf</a>															
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。															
令和 6 年 7 月 日 厚生労働大臣 都道府県労働局長 殿 任命権者の官職及び氏名 京都市公営企業管理者上下水道局長 吉川 雅則															

様式第3号(第2条関係)(表面)

(日本産業規格A列4)

障害者任免状況通報書

機関名 京都市教育委員会

令和 6 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況															
① 職員の数 (〔注意〕2、3参照)			② 除外職員の数 (〔注意〕3、4参照)			③ 旧除外職員の数 (〔注意〕3、5参照)									
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の数 = g+(h×0.5)							
9288 人	584 人	9580 人	0 人	0 人	0 人	4769 人	230 人	4884 人							
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 (〔注意〕3、6参照)															
(イ) 重度身体障害者 以外の身体障害者	(ロ) 重度身体障害者 である短時間勤務職員	(ハ) 重度身体障害者 以外の身体障害者 である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者 である特定短時間勤務職員	(ホ) 重度身体障害者 の数 =(イ×2)+ロ+ハ +(ニ+ホ)×0.5	(ヘ) 身体障害者の数 の数 =ロ+ニ+ホ +(イ+ホ)×0.5	(ト) 重度知的障害者 以外の知的障害者	(チ) 重度知的障害者 である短時間勤務職員	(リ) 重度知的障害者 以外の知的障害者 である短時間勤務職員	(ル) 重度知的障害者 である特定短時間勤務職員	(ヲ) 知的障害者の数 の数 =(ト×2)+チ+リ +(ル+ヲ)×0.5	(ワ) 精神障害者 である短時間勤務職員	(カ) 精神障害者 である特定短時間勤務職員	(キ) 精神障害者 の数 =ワ+カ+(ロ×0.5)	(ク) 精神障害者の数 の数 =ロ+カ+(ロ×0.5)	
34 人	49 人	5 人	7 人	0 人	125.5 人	0 人	4 人	0 人	2 人	0 人	5 人	25 人	7 人	3 人	33.5 人
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
B 上記に基づく計算															
⑤ 現在設定されている除外率(〔注意〕7参照)	⑥ 基準割合 =③i/(①c-②d)×100 (〔注意〕8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 (〔注意〕10参照)	⑧ 適用される除外率 (〔注意〕11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算 定基礎となる職員の数 =①c-②f-(①c-②f)×⑧ (〔注意〕12参照)	⑩ 障害者計 =④+⑦+④タ (〔注意〕13参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 (〔注意〕14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成 するために採用しなければ ならない身体障害者、知的 障害者又は精神障害者の数 (〔注意〕15参照)								
35 %	50 %	30 %	35 %	6227 人	164 人	2.63 %	4 人								
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数															
区 分		人 数	区 分		人 数	区 分		人 数							
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由	6 人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害	18 人							
	視野障害	6 人		下肢不自由	28 人		じん臓機能障害	9 人							
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	10 人		体幹機能障害	7 人		呼吸器機能障害	人							
	平衡機能障害	人		上肢機能障害	2 人		ぼうこう又は直腸機能障害	2 人							
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)		人		移動機能障害	人		小腸機能障害	人							
								免疫機能障害	3 人						
							肝臓機能障害	人							
D 障害者雇用推進者															
役職名 総務課長、教職員人事課長		氏名 安村 圭史、辰巳 敏秀		E 障害者活躍推進計画及びその取組 の実施状況を公表しているURL				<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000276421.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000276421.html</a>							
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。															
令和 6 年 8 月 8 日 厚生労働大臣 殿 都道府県労働局長															
任命権者の官職及び氏名 京都市教育長 稲田 新吾															